

## 仕 様 書

### 1 件名

乙号窓口モニター用カメラ更新契約一式

### 2 調達範囲

本仕様書に定める本件調達機器のハードウェア、ソフトウェア及び仕様許諾ライセンス等を調達物品とする。本件調達機器のハードウェア及びソフトウェアを使用するために必要な接続部品（ケーブル等）並びに本仕様書に明記された範囲でのソフトウェアインストール、設定等の作業、指定された設置場所への納入、据付、設置工事、動作確認作業及び既存機器の撤去に係る役務も本件調達に含める。

また、本件調達機器の設置に必要な電源は、既存電源を使用すること。各カメラ設置位置から電源までの距離が遠い場合は、電源供給配線等の工事を行うこと。

本件調達においては、複数の納入場所に機器を設置すること及び各庁舎内に配線工事を行う必要があることから、見積合わせに参加する者は、必ず見積書の提出前に現場確認を行うこと。なお、現場確認を行う際は、必ず事前に当局と調整をした上で、許可を得ること。

契約の相手方は、本件調達機器設置後、各部署の機器設置場所を記載した平面図を当局へ提出し、了承を得ること。なお、同平面図はPDF形式のファイルで作成し、当該ファイルをCD-Rにて当局へ提出すること。

### 3 納品場所、調達数量及び撮影範囲

別紙1ないし4のとおりとする。なお、別紙図面の撮影範囲は目安であるため、本件調達機器設置時に、当局の担当者から撮影範囲について了承を得ること。

### 4 納入期限

令和4年3月31日（木）

### 5 ハードウェア及びソフトウェアの主な調達機器

本件調達機器は、主として以下の機器で構成される。

- (1) 単方位ドーム型カメラ
- (2) 全方位（360度撮影）カメラ
- (3) ハードディスク（既存ハードディスクレコーダー増設用）

単方位ドーム型カメラ

<機器及び仕様>

機器名称	仕様
カメラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 200万画素以上の画素数を有すること。</li> <li>② 本体サイズは直径160mm以下、高さ120mm以下とする。</li> <li>③ 有効画素数が1920×1080以上であること。</li> <li>④ H. 265及びH. 264のビデオ圧縮による映像の伝送が可能であること。</li> <li>⑤ 200万画素の映像を25コマ/秒以上で伝送可能であること。</li> <li>⑥ ONVIFに対応していること。</li> <li>⑦ カラー撮影時の最低被写体照度は0.1ルクス以下であること。</li> <li>⑧ イメージセンサーは1/1.8型、1/2.8型又は1/3型のCMOSセンサーとする。</li> <li>⑨ フリッカーレス機能、逆光補正機能、自動ホワイトバランス機能を有すること。</li> <li>⑩ RJ-45のLANポートを有すること。</li> <li>⑪ DHCP又はIPv4により固定のIPアドレスを設定することが可能であること。</li> <li>⑫ Webブラウザにより日本語による設定が可能であること。</li> <li>⑬ PoE給電により駆動すること。</li> <li>⑭ 消費電力は8W以下であること。</li> <li>⑮ 天井又は壁面に取付金具などを用いて設置すること。</li> <li>⑯ 焦点距離が2.8mm～12mmのメガピクセル対応のバリフォーカルレンズであること。</li> <li>⑰ 既存ハードディスクレコーダーに接続し、そのハードディスクレコーダーで全カメラの設定及び操作が可能であること。</li> </ul>

単方位ドーム型カメラは、各庁に1台設置することとし、乙号窓口カウンター周辺を撮影し、窓口対応の様子を確認することができる位置に設置する。

全方位(360度撮影)カメラ

<機器及び仕様>

機器名称	仕様
カメラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本体サイズは直径160mm以下、高さ60mm以下とする。</li> <li>② 500万画素以上の画素数を有すること。</li> <li>③ 有効画素数が2560×2048以上であること。</li> <li>④ H.265及びH.264のビデオ圧縮による映像の伝送が可能であること。</li> <li>⑤ メインストリームで500万画素の映像を30コマ/秒以上で伝送可能であること。</li> <li>⑥ ONVIFに対応していること。</li> <li>⑦ カラー撮影時の最低被写体照度は0.2ルクス以下であること。</li> <li>⑧ IR機能を搭載していること。また、IR機能を使用した白黒撮影時の最低被写体照度が0ルクスであること。</li> <li>⑨ イメージセンサーは1/1.7型、1/1.8型又は1/3型のCMOSセンサーとする。</li> <li>⑩ 水平180度、垂直165度以上の画角を有すること。</li> <li>⑪ フリッカーレス機能、逆光補正機能、自動ホワイトバランス機能を有すること。</li> <li>⑫ RJ-45のLANポートを有すること。</li> <li>⑬ DHCP又はIPv4により固定のIPアドレスを設定することが可能であること。</li> <li>⑭ Webブラウザにより日本語による設定が可能であること。</li> <li>⑮ PoE給電により駆動すること。</li> <li>⑯ 消費電力は11W以下であること。</li> <li>⑰ 天井に直接設置可能であること。ただし、天井の形状などにより直接設置できない場合は、落下防止処置を施した上で取付金具などを用いて設置することも可とする。</li> <li>⑱ 既存ハードディスクレコーダーに接続し、そのハードディスクレコーダーで全カメラの設定及び操作が可能であること。</li> </ul>

全方位(360度撮影)カメラは、各庁に1台設置することとし、乙号事務スペース全体を撮影し、各種証明書の作成状況を確認することができる位置に設

置する。

## 6 録画設定について

- (1) 全方位(360度撮影)カメラは原則2304\*1296以上の解像度、単方位ドーム型カメラは原則1920\*1080以上の解像度で録画すること。ただし、個人情報保護の観点から、撮影範囲の各種書類において、個人情報が撮影される場合は、該当するカメラについて当局職員に報告の上、録画解像度を変更すること。
- (2) 全方位(360度撮影)カメラ及び単方位ドーム型カメラは、平日7時～19時は連続録画、休日を含むそれ以外の時間はモーション録画の設定を行うこと。
- (3) 全カメラ10コマ/秒で録画すること。
- (4) 録画期間は、原則2か月以上とする。
- (5) 既存ハードディスクレコーダー内蔵HDD容量を確認し、上記(4)の録画期間を十分に確保できない場合は、既存ハードディスクレコーダーへHDDを増設すること(既存ハードディスクレコーダーの型番及び内蔵HDDの容量等は別紙1のとおり。)
- (6) データ冗長化のため、HDDはRAID1(ミラーリング)以上の設定を行うこと。

## 7 機器の設置について

- (1) 機器の設置位置は当局職員の指示に従うこと。
- (2) 各カメラは既存のハードディスクレコーダーに接続し、設置後、作動確認を行うこと。
- (3) 各カメラとハードディスクレコーダーはLANケーブルによる設置を行うこと。なお、LANケーブルの色は当局の指示に従うこと。
- (4) 本調達では、カメラ設置場所に、職員に録画されていることを通知するランプを設置しないため、機器設置時に正しく録画されるか当局職員立会いの下、確認を行うこと。
- (5) 関連法令に基づく技術基準及び標準工法などにより、必要な配線作業を実施すること。
- (6) 設置に当たり庁舎及び当局の備品などを損傷しないよう、必要な処置を行うこと。

## 8 既存機器の廃棄

既存機器の撤去台数は別紙5ないし7のとおり。納品時に、既存のカメラを撤去し、法令等を遵守して適正に廃棄すること。撤去した機器の記録媒体

に残存するデータは不可逆的な方法により消去又は破壊し、情報の流出を防止する対策を施すこと。

## 9 その他

- (1) 全ての納入物品は、納入時において新品、未使用であること。
- (2) 設置工事は、原則として月曜日から金曜日の平日17時15分以降又は休日に行うこととし、当局と協議の上で決定する。
- (3) 最終画角調整後、動作確認の上、当局職員に操作説明を行い、取扱説明書とともに引き渡すこと。
- (4) 納入終了時は受領書を徴し、当局会計課担当者に提出すること。
- (5) 使用した梱包材などは全て持ち帰ること。
- (6) 既存のカメラ撤去後のカメラ設置跡（天井の穴等）については、適宜なもの（プレート）等で覆う等の補修を行うこと。
- (7) 納入物品に係る無償保証期間を納入日の翌日から1年間とすること。なお、無償保証期間中の修理、交換などに係る費用は、納入者の負担とする。
- (8) 納入等に当たり、不明な点がある場合はその都度、当局会計課担当者に報告し、協議の上、解決すること。